

狩猟における留意事項

違反行為をしないよう、以下の事項に留意してください。

1. 狩猟規制区域

- ① 鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域(銃)及び鉛散弾規制地域等の狩猟規制区域については「狩猟者必携」や「狩猟者必携別冊(この冊子)」、標識で確認し、それでもわからないときには、県・市町村や地元猟友会等に確認しましょう。
狩猟が禁止されている地域から狩猟が可能な地域(可猟地域)へ獲物を追いだして捕獲することは違反行為となります。
- ② 鉛散弾規制地域を1カ所設定していますのでご注意ください。

2. 銃器による止めさしについて

次の①～④の全てを満たす場合に限り銃器を使用した止めさしが可能です。ただし、特定猟具使用禁止区域(銃)内ではこれまでどおり銃器を使用した止めさしはできません。また、奈良県で第一種銃猟狩猟者登録をしている者が実施する等、安全には十分配慮してください。

- ① くくりわな、箱わな等の鳥獣の動きを確実に固定できないわなに鳥獣がかかった場合
- ② わなにかかった鳥獣がイノシシ、シカであること
- ③ わなを仕掛けた狩猟者の同意に基づき行われること
- ④ 銃器の使用に当たっての安全性が確保されていること

3. わなの取扱

最近、箱わな(檻)やくくりわなによる違反行為が相次いでいます。わなの取り扱いについては、次のことを徹底して下さい。

- ① 猟期前の餌付けは狩猟マナーに反する行為であり、農林業被害を増やす恐れもあるのでやめましょう。
- ② 箱わな(檻)は、猟期外には必ず撤去すること。撤去が困難な場合には出入口の戸を必ず閉めてカギをかけるか戸をはずしておくこと。
- ③ 囲いわな(捕獲柵)は、猟期外には出入口の戸を必ず閉めてカギをかけるか戸をはずしておくこと。
- ④ 「危険なわな」は使用しない。
危険なわなとは、(1)人がこれにかかった場合、身体の一部または全部を拘束し、通常の場合自力で脱却することが不可能であると認められるもの、(2)人がこれにかかった場合、日常業務に支障をきたす程度の負傷を与えるものと認められるもので、大型獣をつり上げて捕獲する構造を有するわなは「危険なわな」に該当します。

4. 残滓の放置規制

- ① 捕獲した鳥獣は全量を回収するか、適切な場所に埋設処理することが基本です。
- ② 適切な処理が困難な場合であっても、生態系に影響を及ぼすおそれが軽微な場合以外は放置してはいけません。(例:登山道上への放置、生活用水の谷川への投棄等は処罰される場合があります。)

5. 捕獲行為とみなされる行為

以下に記載する行為は捕獲の有無に関わらず、法律上「捕獲行為」とみなされます。狩猟者登録を行っていない者が実施した場合「違法捕獲」となりますので、ご注意ください。

- ① 箱わな(檻)、囲いわな(檻)、くくりわなを捕獲可能な状態にする行為
- ② 発砲可能な銃器を獲物に向ける行為
- ③ 半矢の状態(負傷させた状態)、捕獲行為の中で卵を損傷させた場合
- ④ 実際に鳥獣を手に入れなくとも、捕獲の方法を行い、捕獲しうる可能性を生じた場合
- ⑤ 追い払いの発砲等で、鳥獣に殺傷または卵を損傷させる危険性が発生した場合

6. 農林業施設への被害防止

近年、農林業被害を防止するために設置されている防護柵が、散弾で損傷を受ける事例が発生しています。また、くくりわなを設置する際にスギ・ヒノキの植林木に釘で打ち付けている事例が発生しています。上記は法律違反ではありませんが、器物破損となるため、このような事をしないようご注意ください。

7. 外来生物を捕獲した場合

アライグマ、ヌートリアは狩猟鳥獣とされていますが、外来生物法により「特定外来生物」に指定されており、日本から根絶することを目標に各種対策が講じられています。アライグマ、ヌートリアを捕獲した場合は、その場で殺処分してください。

8. 人と動物の共通感染症について

野生鳥獣はウイルス、細菌、クラミジア、真菌(カビ)、寄生虫などを保持しています。狩猟者は野生鳥獣との接触機会が多いので、これらの共通感染症に十分に注意してください。

9. 野生鳥獣の生の肉は食べないで！

イノシシの生肉を食べた犬が死亡した事例がありましたので、犬にイノシシの肉や内蔵等を与える場合には充分加熱処理して下さい。また、自家消費をする場合にも十分に加熱処理を行って下さい。シカの生肉を食べるとE型肝炎にかかった事例も他県で生じています。野生鳥獣の肉を生食することはやめましょう。

10. 入林届の提出

国有林および官行造林地(位置は狩猟者必携に記載)で狩猟を行う場合は、事前に奈良森林管理事務所へ入林届(P21)を提出してください。

11. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、都道府県をまたぐ移動の自粛等が要請された場合、感染拡大防止について十分ご留意願います。

12. CSF等への対応

奈良県内及び県境付近での野生イノシシのCSF感染状況により、感染が確認された地域等での狩猟の制限、防疫措置(消毒など)の徹底をお願いする場合があります。

